（削る）

二　（略）

3～7　（略）

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

**第百四十条の七十二の十**　法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報を規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～五　（略）

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務等）

**第百四十条の七十二の十一**　法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一～五　（略）

2　（略）

**附　則**

（施行期日等）

1　この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

2　第四条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第四条第三項の規定は、平成二十七年一月一日から適用する。

**○経済産業省令第七十六号**

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二百七十九号）の施行に伴い、並びに特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）並びに特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

## 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （デジタルプラットフォームと一体として提供する事業）<br>**第二条**　令第一項の表第一号の下欄ロに規定する経済産業省令で定める事業は、デジタルプラットフォーム（法第四条第二項の規定による届出に係るものに限る。以下この条及び次条第三項において同じ。）と一体として一般利用者（デジタルプラットフォームを利用するものに限る。 | （デジタルプラットフォームと一体として提供する事業）<br>**第二条**　令第一項の表第一号の下欄ロに規定する経済産業省令で定める事業は、法第四条第二項の規定による届出に係るデジタルプラットフォーム（以下この条及び次条第三項において同じ。）と一体として一般利用者（デジタルプラットフォームを利用するものに限る。次項及び次 |

二　提供申出者が法人等であるときは、提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三　（略）

3～7　（略）

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

**第百四十条の七十二の十**　法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～五　（略）

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

**第百四十条の七十二の十一**　法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一～五　（略）

2　（略）